

環境の被害補償対策

九州大学

環境と科学技術

平成27年5月27日

1. 健康の環境被害対策

- 環境問題＝
環境への悪影響
- 公害被害
特定の人への被害の集中
- 補償
- 補償の実施には多くの問題
因果関係の証明
救済に長い時間



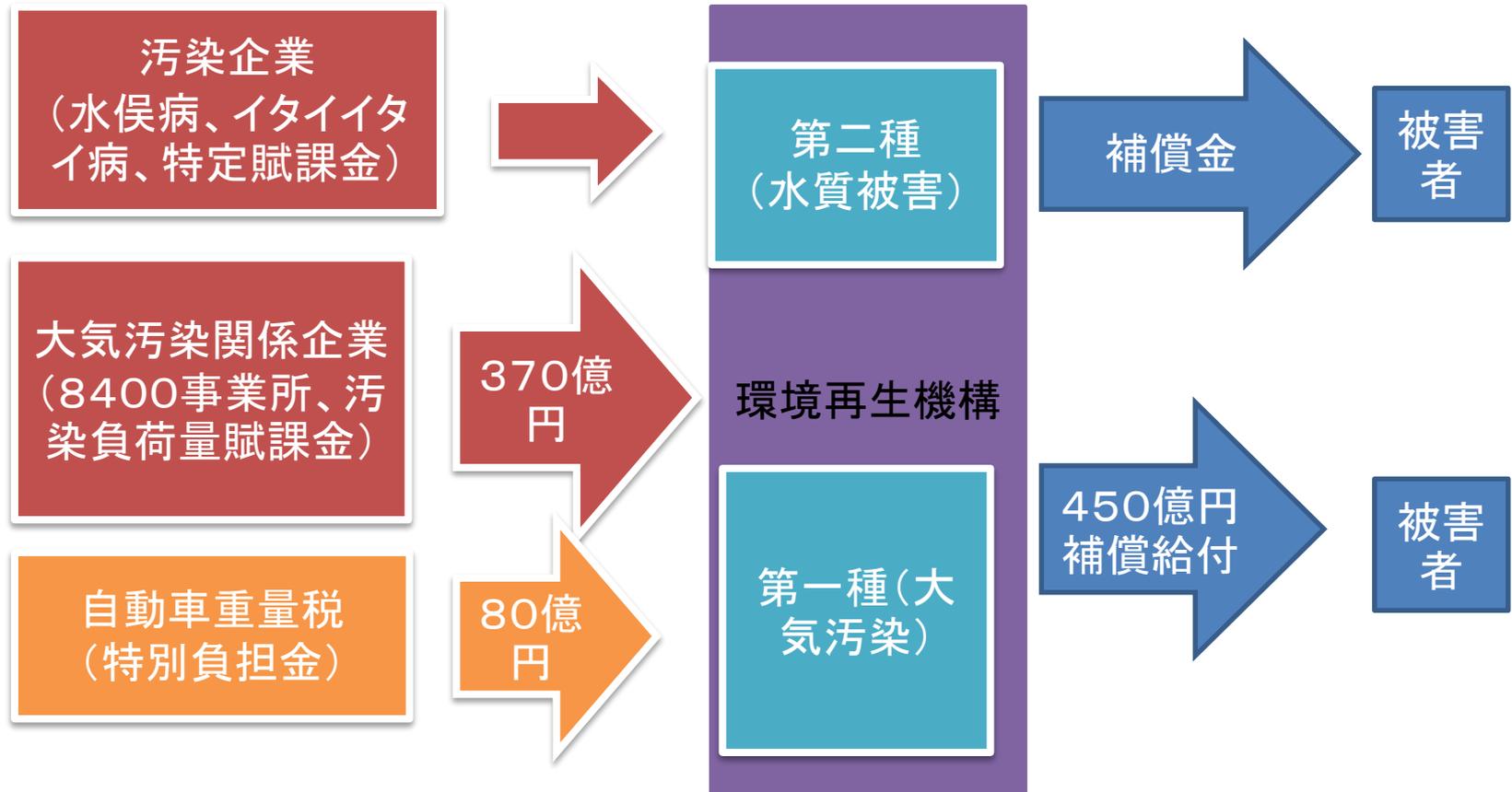
1—① 公害問題の対応：

- 四大公害事案：水俣病。イタイイタイ病。新潟水俣病、四日市大気汚染
- 公害問題の因果関係：過失、共同不法行為、疫学的立証（病理的メカニズムでなくてよい、イタイイタイ病訴訟判決）、
- 予見可能性、注意義務（化学工場は、その廃液中に予想外の危険な副反応生成物が混入する可能性が大きいいため、とくに、地域住民の生命・健康に対する危害を未然に防止する高度の注意義務：水俣病判決）
- 結果回避義務（人間の生命、身体に危険のあることを知りうる汚染物質の排出については、企業は経済性を度外視して、世界最高の技術、知識を動員して防止措置を講ずべきであり、そのような措置を怠れば過失は免れない、四日市訴訟判決）、

1—② 公害補償の歴史

- Relief (for socially vulnerable)⇒PPP(compensation)⇒EPR
- 1969, law to relief for health damage by air/water pollution; payers are industry organization & public
- 1973, law to compensate for health damage by pollution; payers are companies emitting pollutant when casual correlation between pollutant and health damage become clear
- 2006, law to relief for health damage by asbestos; payers are asbestos manufactures & all companies, because correlation is clear, but it cause a large number of victims in variety of level of damage
- 2007, recommendation in Tokyo higher court for health damage by car exhaust emission, payers are automobile companies who have social responsibility for the public

被害補償の法制度

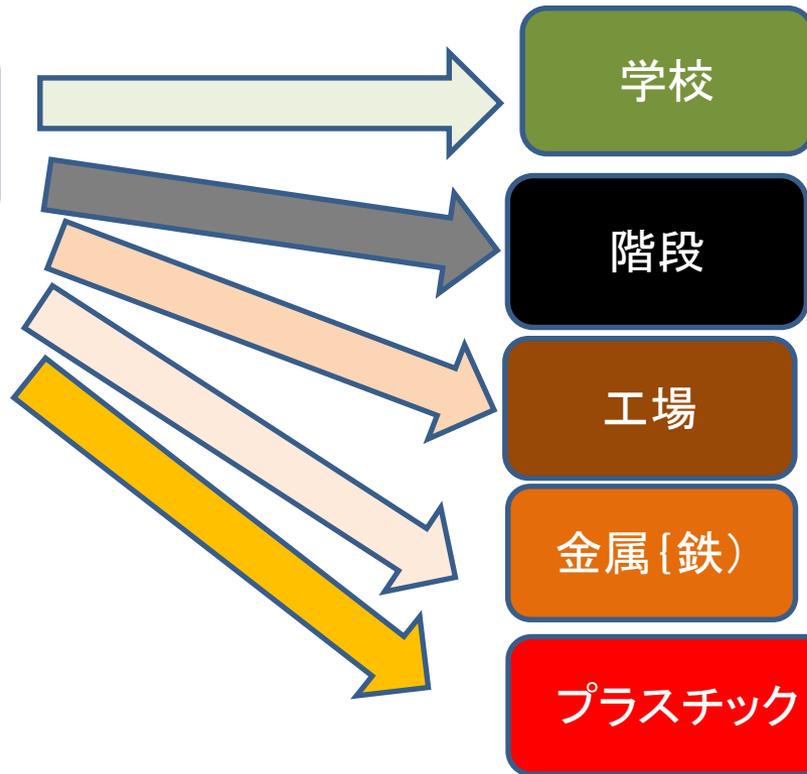


公害被害者への支払い(公健法のスキーム)

1ー③ アスベスト対策

- 防火材として、アスベストが奨励される。
- アスベストの健康被害が顕在。
- アスベスト救済法、なぜなら、個々の因果関係の証明が難しい。
- 業界ぐるみの救済スキーム

アスベ
スト



被害補償の複雑化

除本（2007）は、加害企業が賠償を支払うという考え方が困難な事例として、次のようなケースをあげている。①環境汚染の継続によって、膨大な事故対策費用が発生し、原因者の支払い能力を超えてしまう場合、②産業活動の拡大によって、当事者が多数存在し、利害関係が複雑化する場合、③ストック公害で原因者が特定できない場合。①は、公健法の対象の事例でも出ている。例えば、水俣病の加害企業チッソは支払い能力の不足から国や自治体の支援を得ている。原発事故における電力会社の支払いにも同様なことがいえる。②や③の事例としてはアスベスト公害がある。

2, 複合化する環境問題の賠償責任問題

- 廃棄物の被害は、だれが賠償？
- 自動車の大気汚染はだれの責任？

2-① 拡大生産者責任

- 廃棄物の責任は、排出者？、不法投棄した者？

だれが排出者？

事業活動を通じて

せいかつ活動において

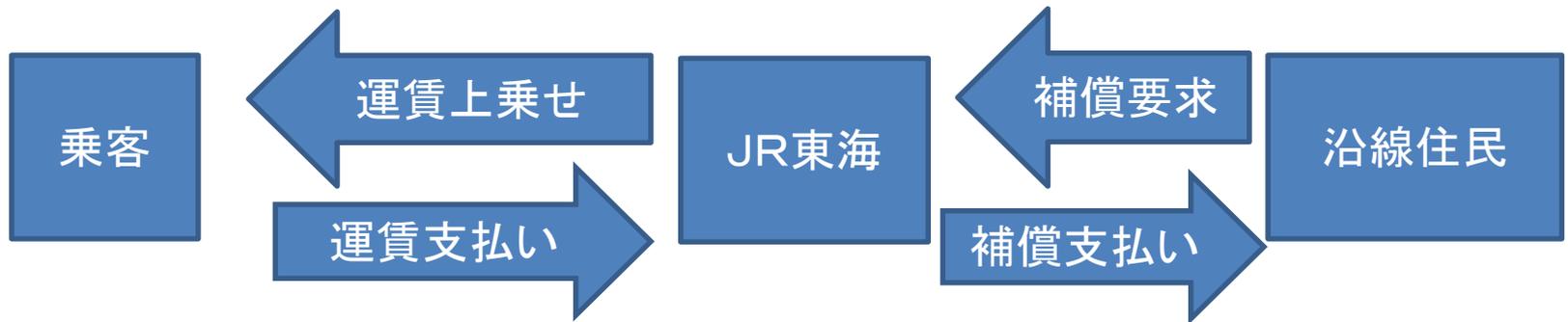
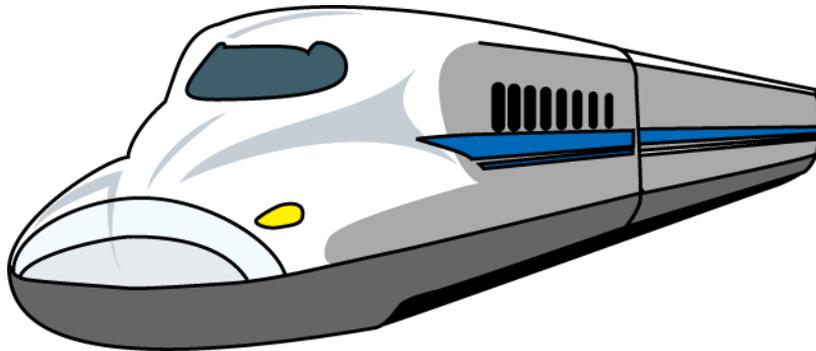


自動車排ガスの責任は？

- 道路設置者
- 自動車メーカーは責任を負うべきか？
予見可能性、結果回避措置義務
- それでは、ドライバーは？
- 東京大気汚染訴訟東京地裁判決
- 高裁和解

3, だれが加害者で誰が被害者か

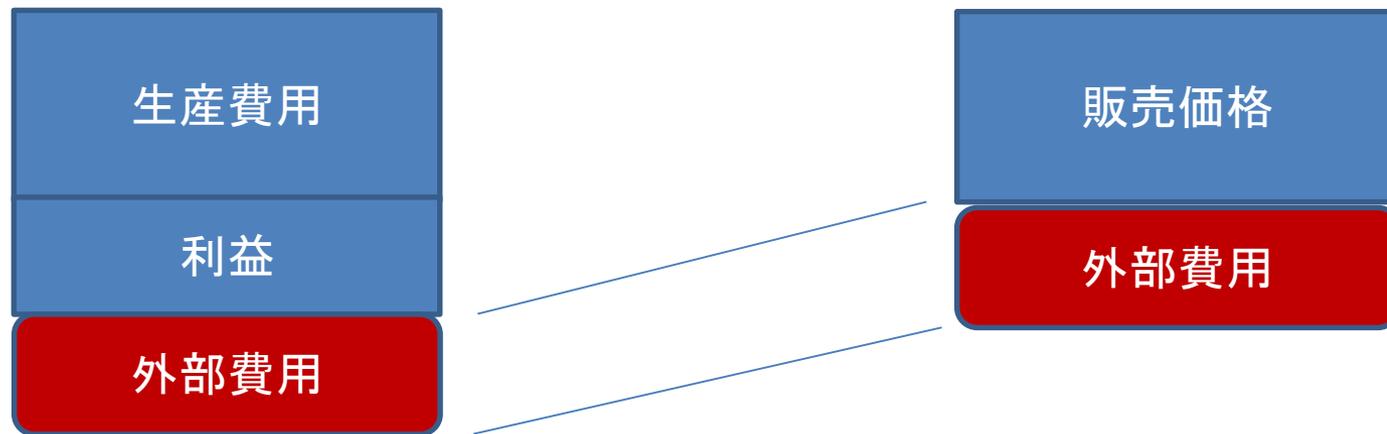
- 新幹線名古屋騒音訴訟



- 利益を得る人(受益圏)
- 被害をこうむる人(受苦圏)

環境費用をどのように支払うか

- 社会学(受益権、受苦圏)
- 経済学(外部不経済理論=外部費用の内部化)



- 法学(不法行為論)

2-④ 東京電力の賠償責任

- 破綻処理:
- 国営化: 国が賠償に責任
- 国が支援:
- 誰が賠償を払うべきか?

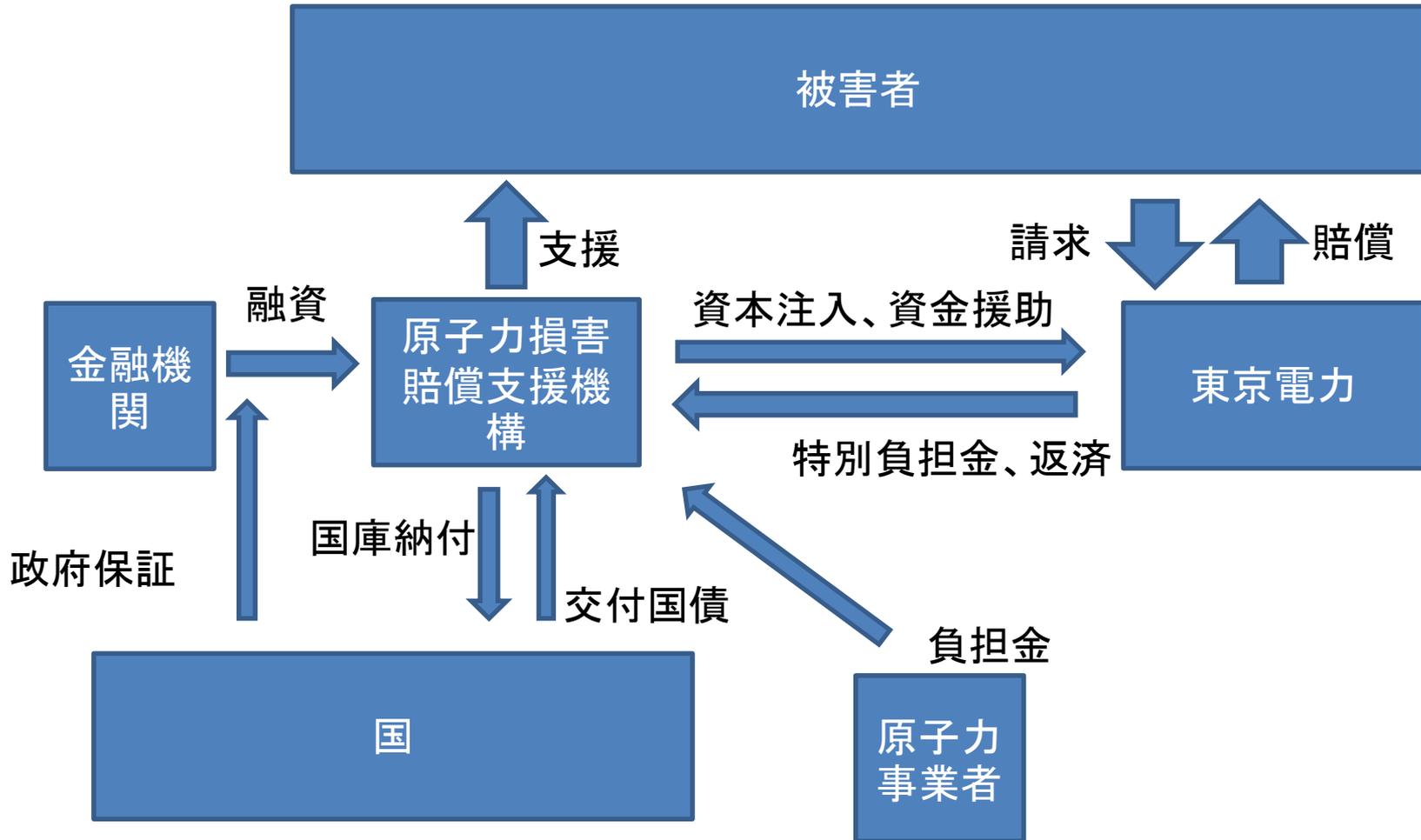
誰が賠償金を払うべきか

東京電力→関東圏に居住する者

原発を使っている電力会社→電気を使っている者

国→日本で税金を納めている者

福島事故の賠償制度の仕組み



3. 本当の被害者救済とは何か

- どこまでを被害者とするのか
- 金銭賠償でいいのか
- 失われたのは、ふるさとという

現行被害者認定制度の問題点

- 被害の認定は、疫学的立証が基礎となっている。
- 明確な疫学的症状が基礎となる。
- しかし、個々の人間ごとに、発症の程度はまちまち。
- 問題:それによって、症状が曖昧な人は救済されなくなる。
- 事例:水俣病の52年判断基準(感覚障害、視野狭窄、運動失調)
- 2004年最高裁判決「感覚障害だけの水俣病が存在しない科学的実証はない」
- 水俣病の未認定患者。病理学的判断でいいのか。

金銭的補償の問題点

- 森永素ミルク事件、個人補償ではなく、光協会による、個人への支援事業

失われたふるさととは、どのように賠償する？

- 金銭賠償
- 避難生活等による精神的損害、就労不能損害、その他実費（避難・帰宅等に係る費用相当額、家賃に係る費用相当額）
- しかし、失った故郷への賠償は？
- 東京電力福島第一原発事故により地域コミュニティが失われたとして、南相馬市小高区の住民が国と東電に一人当たり慰謝料2000万円を求めて、9月にも福島地裁相馬支部に提訴する。
- 失われたのは、ふるさとという場
- 帰還が始まる、住民にとって必要なものは何か？

4. 環境再生

- 四日市公害訴訟判決後の宮本憲一の発言「判決は誠に立派であった。だが、10年の歳月を経て、数年の裁判の結果として、わずかに9名の患者の救済措置がとられたのみである。企業の煙は依然として吐き出され毎月20名以上の患者が増えている」「破壊された海、河川、大気、緑地などの自然を最低限、人々が利用できる環境に回復することが、企業の責任である」

環境再生の事例

- 尼崎大気汚染、あおぞら財団
- 水俣病、もやい直し運動

- 多自然型川づくり: 河川が本来有している生物の良
好な生育等環境に配慮し、あわせて美しい自然景
観を保全あるいは創出する

福島環境再生とは

=福島県復興計画=未来につなげる、うつくしま=

- 環境回復（放射能の監視測定、廃炉関連産業、調査研究）
- 生活再建支援（住宅再建、避難中生活拠点、損害賠償、生活インフラ、市の執行体制の強化、）
- 心身の健康を守る（医療体制、）
- 子供・若者育成（学校の早期再開、避難に対応した教育環境整備）
- 産業再生（農業工場、施設園芸、養殖漁業、研究施設、農林漁業の再開、）
- 絆の再生（地域コミュニティのきずなが再生・発展するとともに、震災を契機とした新たな絆が構築）

住民の帰還とは = 今必要なもの =

平成20年2月10日

帰還に向けた放射線リスクコミュニケーションに関する施策パッケージ

平成25年8月に避難指示区域の見直しが完了し、早期帰還の実現に向けた新たな段階に入っている一方、依然として放射線による健康影響等に対する不安が存在。



○原子力規制委員会(平成25年11月20日)
⇒帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方

○「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」(平成25年12月20日閣議決定)
⇒「基本的考え方」を踏まえた具体的な国の取組

個々人の不安に対応したリスコミの強化を図るため、正確で分かりやすい情報の発信や住民を身近で支える相談員の配置など、地元ニーズに沿った施策を関係省庁が取りまとめ。関係省庁:復興庁、環境省、支援T、食安委、消費者庁、外務省、文科省、厚労省、農水省、経産省、規制庁

I 個々人の不安に対応したきめ細かなリスコミの強化

対象:避難指示区域内の市町村

1. 正確で分かりやすい情報の発信

○「放射線リスクに関する基礎的情報」を作成・更新【関係省庁】

○地域独自のリスコミ誌の作成を支援【復興庁/支援T】

正確に分かりやすく説明するための情報をコンパクトに整理

様々なリスコミ活動のベースとして活用

新館村「かわら版 選しるべ」

同様な取組を他地域にも展開

2. 少人数(1対1・車座)によるリスコミの強化

○少人数の参加者による座談会等を推進、支援【環境省、復興庁/支援T】

川内村、楢葉町、富岡町、新館村、広野町で既に開催

更に参加者の関心事項に沿った対応。実施自治体の拡大。

○地域の保健師等による個別訪問等の活動を推進、支援【復興庁/支援T等】

(住宅訪問)

3. 地元に密着した専門人材の育成強化

○市町村の保健医療福祉関係者等の技術習得を推進、支援【関係省庁】

○福島県立医大におけるリスコミ人材育成を支援【環境省】

○大学と市町村の「協定」に基づく専門家の派遣等を支援【復興庁/支援T】

真崎大学と川内村

中長期的な視点に立ったリスコミ人材を確保

こうした事例を地域のニーズに応じて拡大

4. 住民を身近で支える相談員によるリスコミの充実

○帰還を選択する住民を身近で支える相談員の配置を支援【復興庁/支援T】
(相談員:保健師や看護師、保育士等)

○相談員の活動を支援する拠点を国が整備【環境省等】
(相談員の放射線に関する知識の習熟のための研修、専門家のネットワーク作り等)

II 福島県内のその他の地域や全国的なリスコミの継続的な展開

対象:福島県民・国民

- 食品中の放射性物質に関する一般消費者に対する説明会の開催、全国規模での専門家の養成等【消費者庁、食安委、厚労省、農水省】
- 放射線による健康不安を抱えている国民からの電話相談【規制庁、文科省】

メッセージ

- 福島原発の除染については、すべてはこれからである。われわれは祖国の土壌という先祖から預かり子供に伝えるかけがえのない財産を汚してしまった。しかし、ヒトが汚したのなら、ヒトがきれいにできないわけがない。その為に全力を尽くすのが我々科学者の責任である。
- (児玉龍彦、2011)
- 一人一人に話して、お互いが納得して、それで進めていかないと。そもそも民主主義とはそういうもんでしょう。安全ていうのは何なのか。危険ってのは何なのか(柿崎正信さん)
- 共同の場があったことで、みんなその場を良くしていこうとする。その場所を良くしようとするのが自身らの生活を良くすることにつながるのではないか(北村育美さん)